

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充及び延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税 17) (法人住民税:義(自動連動)、法人事業税:義(自動連動)(地方税 19)
		②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・ 拡充 ・ 延長 】 【単独・主管・ 共管 】
4	内容		《現行制度の概要》 中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除(資本金 3,000 万円超の法人は 7%)が選択適用できる。
			《要望の内容》 適用期限を 2 年間延長する。 中小企業の成長を後押しし、中堅企業への成長ポテンシャルが高い売上高が 100 億円を超える中小企業(100 億企業)の創出を推進するため、中小企業経営強化税制(即時償却又は税額控除(最大 10%))を拡充し、100 億企業を目指す中小企業に対する上乗せ措置等を創設する。
			《関係条項》 (所得税) 租税特別措置法第 10 条の 5 の 3 租税特別措置法施行令第 5 条の 6 の 3 租税特別措置法施行規則第 5 条の 11 (法人税) 租税特別措置法第 42 条の 12 の 4、第 52 条の 2 租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 4、第 30 条 租税特別措置法施行規則第 20 条の 9
5	担当部局		厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和 6 年 8 月 分析対象期間: 令和元年度～令和 8 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 26 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設 (平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長) 平成 29 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、 中小企業経営強化税制として新設 (適用期間は平成 31 年 3 月末まで) 令和元年度 特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上で延長 (適用期間は令和 3 年 3 月末まで)

			令和 2 年度 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策特定経営力向上設備等の対象にテレワーク等のために行う設備投資を追加 令和 3 年度 修正 ROA 等が一定割合以上向上するための設備投資の追加等を行った上で、延長 (適用期間は令和 5 年 3 月末まで) 令和 5 年度 2 年間の延長(令和 7 年 3 月末までの適用期間の延長)、対象資産からコインランドリー業又は暗号資産マイニング業(主要な事業であるものを除く)の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外
8	適用又は延長期間		令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日(2 年間)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業者等の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業者等における生産性の高い設備や IT 化等への設備投資を促進することで、中小企業者等の経営力の向上を図る。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法第 26 条(自己資本の充実)では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標4 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること 施策目標4-1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の生産性は国際的に見ても極めて低い水準にある。今後、就業者の減少が見込まれる日本にとって、国際競争力維持のため、中小企業の生産性向上は喫緊の課題であることから、中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る。 具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の指標を満たすことを目標とする。 労働生産性を 2020 年度比で 5%向上 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。

10	有効性等	① 適用数	○実績 特別償却 令和元年度:17,325 件 令和 2 年度:15,742 件 令和 3 年度:16,266 件 令和 4 年度:14,973 件 令和 5 年度:14,943 件 税額控除 令和元年度: 8,834 件 令和 2 年度: 7,337 件 令和 3 年度: 7,653 件 令和 4 年度: 7,596 件 令和 5 年度: 7,581 件 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和 5 年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。 ○見込み 特別償却 令和 6 年度:14,913 件 令和 7 年度:14,883 件 令和 8 年度:14,853 件 税額控除 令和 6 年度: 7,566 件 令和 7 年度: 7,551 件 令和 8 年度: 7,536 件 ※独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における全産業で設備投資を実施した事業者の割合を、令和 3 年度から令和 5 年度までの割合の伸び率から 3 年分の対前年比の平均伸び率を算出すると、前年度比の伸び率の平均は、-0.2%。今後、令和 4 年度と同様の実績を見込んで平均伸び率を掛けた。 ＜平均伸び率の算出(端数は四捨五入)＞ 令和 2 年 17.6% 令和 3 年 17.5%(前年比 -0.1%ポイント) 令和 4 年 17.1%(前年比 -0.4%ポイント) 令和 5 年 17.1%(前年比 0.0%ポイント) 平均 -0.2%ポイント ※令和 7 年度以降の拡充内容については、増減させる要素が明確でないことから、見込みの推計値には加味していない。
		② 適用額	○実績 特別償却 令和元年度:5,685 億円 令和 2 年度:4,742 億円

		令和 3 年度:4,885 億円 令和 4 年度:5,005 億円 令和 5 年度:4,995 億円 税額控除 令和元年度:139 億円 令和 2 年度: 96 億円 令和 3 年度:115 億円 令和 4 年度:120 億円 令和 5 年度:120 億円 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和 5 年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。 ○見込み 特別償却 令和 6 年度:4,985 億円 令和 7 年度:4,975 億円 令和 8 年度:4,965 億円 税額控除 令和 6 年度:120 億円 令和 7 年度:120 億円 令和 8 年度:120 億円 ※上記①適用数と同様に、令和 4 年度と同程度の実績を見込んで算出。
	③: 減収額	○実績 特別償却 令和元年度:836 億円 令和 2 年度:672 億円 令和 3 年度:799 億円 令和 4 年度:772 億円 令和 5 年度:770 億円 税額控除 令和元年度:139 億円 令和 2 年度: 96 億円 令和 3 年度:115 億円 令和 4 年度:120 億円 令和 5 年度:120 億円 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に試算した減収額(実績集計) ※令和 5 年度は適用額の出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。 ○見込み 特別償却

		令和 6 年度:768 億円 令和 7 年度:766 億円 令和 8 年度:764 億円 税額控除 令和 6 年度:120 億円 令和 7 年度:120 億円 令和 8 年度:120 億円 ※上記①適用数と同様に、令和 4 年度と同程度の実績を見込んで算出。																																										
④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、未だ、持ち直している状況とは言えない。また、金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきた、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き支援が必要。 (単位：百万円) 中小企業の労働生産性の推移 <table><caption>中小企業の労働生産性の推移 (単位: 百万円)</caption><tr><th>年度</th><th>労働生産性</th></tr><tr><td>2003年</td><td>5.4</td></tr><tr><td>2004年</td><td>5.3</td></tr><tr><td>2005年</td><td>5.2</td></tr><tr><td>2006年</td><td>5.3</td></tr><tr><td>2007年</td><td>5.4</td></tr><tr><td>2008年</td><td>5.2</td></tr><tr><td>2009年</td><td>5.3</td></tr><tr><td>2010年</td><td>5.4</td></tr><tr><td>2011年</td><td>5.3</td></tr><tr><td>2012年</td><td>5.4</td></tr><tr><td>2013年</td><td>5.5</td></tr><tr><td>2014年</td><td>5.6</td></tr><tr><td>2015年</td><td>5.7</td></tr><tr><td>2016年</td><td>5.8</td></tr><tr><td>2017年</td><td>5.9</td></tr><tr><td>2018年</td><td>5.8</td></tr><tr><td>2019年</td><td>5.7</td></tr><tr><td>2020年</td><td>5.20</td></tr><tr><td>2021年</td><td>5.3</td></tr><tr><td>2022年</td><td>5.43</td></tr></table> (出典) 財務省「法人企業統計」より財務課集計 ※中小企業=資本金 1 億円未満として集計 ※労働生産性=付加価値(当期末)÷期中平均従業員数(当期末) ※付加価値(当期末)=人件費+支払利息等+動産・不動産賃借料+租税公課+営業純益 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。	年度	労働生産性	2003年	5.4	2004年	5.3	2005年	5.2	2006年	5.3	2007年	5.4	2008年	5.2	2009年	5.3	2010年	5.4	2011年	5.3	2012年	5.4	2013年	5.5	2014年	5.6	2015年	5.7	2016年	5.8	2017年	5.9	2018年	5.8	2019年	5.7	2020年	5.20	2021年	5.3	2022年	5.43
年度	労働生産性																																											
2003年	5.4																																											
2004年	5.3																																											
2005年	5.2																																											
2006年	5.3																																											
2007年	5.4																																											
2008年	5.2																																											
2009年	5.3																																											
2010年	5.4																																											
2011年	5.3																																											
2012年	5.4																																											
2013年	5.5																																											
2014年	5.6																																											
2015年	5.7																																											
2016年	5.8																																											
2017年	5.9																																											
2018年	5.8																																											
2019年	5.7																																											
2020年	5.20																																											
2021年	5.3																																											
2022年	5.43																																											
⑤	税収減を是認する理由等	本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。																																										

11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	現行制度は、税額控除と即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画の認定を受けるためには、国の指針に基づき経営力の向上を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。 加えて、本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（リースも含む）に適用が可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされているものである。 事業者が資金繰り等の状況に合わせて、適用措置を選択できるため、補助金等の他の支援策とは違う自由度がある。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業投資促進税制がある。 中小企業投資促進税制は、中小企業者等の幅広い設備投資を支援するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資を対象としている。 なお、いずれの措置においても、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用（税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ）できることとされている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により中小企業者等の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて、地域の経済の活性化に資する。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和4年8月